平成28年7月4日

各いきいき支援センター長　様

各区保健所保健予防課長　様

名古屋市健康福祉局

高齢福祉部地域ケア推進課長

介護予防ケアマネジメント等における個人情報提供の同意等について

　みだしの件につきまして、今後は次のとおりの取扱いとしますので、よろしくお願いします。

　また、平成26年6月25日付通知「わたしのカルテにおける個人情報提供の同意等について」は廃止します。

1　個人情報の同意

（1）介護予防支援対象者

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第22条第3項」において、「指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。」とされているため、重要事項説明書兼契約書等の書面により、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ておく必要があります。（口頭での同意確認は不可）

なお、重要事項説明書兼契約書においてこれらの同意がある場合は、わたしのカルテ等で改めて同意を得る必要はありません。

（2）第1号介護予防支援事業対象者

　（1）に準じてお取扱いください。

（3）（1）（2）以外の者

（1）（2）以外の利用者の個人情報を必要な範囲で関係する者に提示する場合、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ておく必要があります。

　わたしのカルテにより、利用者及び利用者の家族の両者の同意について確認する場合は、わたしのカルテの同意欄に利用者が記名押印又は署名することで確認することとします。（利用者の家族の記名押印は必ずしも必要ありません。）

2　同意確認後のわたしのカルテの同意欄

重要事項説明書兼契約書又は1枚目のわたしのカルテで個人情報提供の同意が得られている場合は、それ以降のわたしのカルテで同意を得る必要はありません。

3　わたしのカルテの記載内容変更時の同意等

個人情報提供の同意を得た後、わたしのカルテの記載内容に変更があった場合に、改めて利用者及び利用者の家族の同意を得る必要はありません。

なお、記載内容に変更があった場合、改めてわたしのカルテを作成し、変更箇所及び記入日、介護保険被保険者番号、名前、性別、生年月日、住所、電話番号並びにFAX番号を記載し、欄外に「記載内容以外は前回記載（前回記入日：　年　月　日分）と同じ」と記載するか、作成済みのわたしのカルテの該当箇所を変更（修正）し変更箇所の横に変更年月日を記入することとします。

4　その他

(1) 要支援認定更新時及び事業対象者更新時のわたしのカルテの作成

要支援認定更新時及び事業対象者更新時には、改めてわたしのカルテを作成することとします。

前回のわたしのカルテが存在する場合は、変更箇所及び記入日、介護保険被保険者番号、名前、性別、生年月日、住所、電話番号並びにFAX番号を記載し、欄外に「記載内容以外は前回記載（前回記入日：　年　月　日分）と同じ」と記載することで差し支えないこととします。また、変更箇所がない場合も同様とします。

この場合、2のとおり、わたしのカルテによる同意は必ずしも得る必要はありません。

地域ケア推進課

電　話　052-972-2549

ＦＡＸ　052-955-3367